

ふれあい共済の2つの特約!!

疾病入院特約

タイプⅡ型
+ 各700円

★制度の特色：病気になる入院にも対応

★新規加入年齢：6才以上65才未満の健康な方がご加入いただけます。(70才まで継続加入いただけます)

補償開始日から180日以内に病気入院した場合

補償開始日から180日以内、病気で7日以上継続して入院した場合は見舞金2万円。

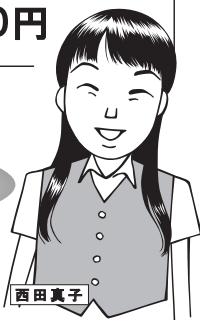
補償開始日から180日を経過後に病気入院した場合

～ 疾病による～  **入院** 5,000円 × 実日数 (継続して5日以上入院した場合1日目から支払)

 **手術** 2万円  **退院祝金** 2万円  **疾病検査** 7,500円



がん診断・先進医療特約



★制度の特色：高額医療費への備えとして**生存給付型**の特約です。

★新規加入年齢：6才以上65才未満の健康な方がご加入いただけます。(70才まで継続加入いただけます)

補償1 **がん診断共済金** 責任開始日から起算して91日目以降にがんを診断確定されたとき

6才～24才	25才～39才	40才～54才	55才～69才
350万円	200万円	70万円	25万円

*診断確定された日の属する契約の共済始期日時点の年齢群の共済金額をお支払いします。

*責任開始日から起算して90日間の待機期間が適用されます。

*上皮内がんも対象となります。

*支払回数の制限はありません。

ただし、2回目以降の共済金のお支払いは、前回の診断確定から2年を経過した日の翌日以降に新たにがんを診断確定された場合となります。

補償2 **先進医療共済金**

共済期間中に厚生労働大臣が定める所定の先進医療を受けたとき

1回につき500万円限度
(全共済期間通算で1,000万円限度)

*厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所で受けたものに限ります。

*先進医療の技術料がお支払の対象です。

*がんに関する先進医療は、がん診断共済金同様の90日間の待機期間が適用されます。

お問い合わせ・お申込みは



みえ熊野古道商工会

本所 TEL: 0597-47-0576 FAX: 0597-47-1329
 海山支所 TEL: 0597-32-0519 FAX: 0597-32-2564
 御浜支所 TEL: 05979-2-3220 FAX: 05979-2-3670

どなたでも加入できます!

みえ熊野古道商工会からのご案内

商工会で簡単加入!

商工ふれあい共済制度

- ☆ 24時間、あらゆる場面に適用できます。
- ☆ 事故日より1年間の他にはない長期補償です。
- ☆ 身近なケガでわずか1回の通院でもしっかり補償。
- ☆ 80才未満まで加入できます。(タイプI型)
- ☆ 共済掛金は年齢や業種に関係なく一律2,000円(主契約)と低額です。
- ☆ 各700円プラスすることで疾病入院とがん診断・先進医療も補償できます。(タイプII型)
- ☆ 剰余金が生じたときは「割戻金」としてお戻しします。



タイプI型

死亡給付重視型

加入年齢⇒満6才以上満80才未満の方となります。

共済掛金⇒1人につき月掛2,000円

交通事故による	☞ 死 亡	2,500万円	
不慮の事故による	☞ 死 亡	2,000万円	
ケガによる	☞ 後遺障害	2,000万円～20万円	労災傷害等級準用 1級～14級
	☞ 入 院	4,000円×実日数	事故日より 1年間
	☞ 通 院	2,000円×実日数	事故日より 1年間

タイプII型

生存給付重視型

加入年齢⇒満6才以上65才未満の方となります。
ただし継続の方に限り満70才まで延長できます。

共済掛金⇒1人につき月掛2,000円

交通事故による	☞ 死 亡	500万円	
不慮の事故による	☞ 死 亡	300万円	
疾病による	☞ 死 亡	100万円	
ケガによる	☞ 後遺障害	300万円～12万円	労災傷害等級準用 1級～14級
	☞ 入 院	8,000円×実日数	事故日より 1年間
	☞ 通 院	4,000円×実日数	事故日より 1年間